

令和元年度柴田町議会 6 月会議会議録（第 4 号）

出席議員（18名）

1 番	森	裕 樹	君	2 番	加 藤	滋	君
3 番	安 藤	義 憲	君	4 番	平 間	幸 弘	君
5 番	桜 場	政 行	君	6 番	吉 田	和 夫	君
7 番	秋 本	好 則	君	8 番	斎 藤	義 勝	君
9 番	平 間	奈緒美	君	10 番	佐々木	裕 子	君
11 番	安 部	俊 三	君	12 番	森	淑 子	君
13 番	広 沢	真	君	14 番	有 賀	光 子	君
15 番	舟 山	彰	君	16 番	白 内	恵美子	君
17 番	水 戸	義 裕	君	18 番	高 橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 原 光 男 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 芳 君
ま ち づ く り 政 策 課 長	平 間 雅 博 君
財 政 課 長	鈴 木 俊 昭 君
税 務 課 長	水 上 祐 治 君
町 民 環 境 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	平 間 清 志 君
子 ども 家 庭 課 長	水 戸 浩 幸 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	齋藤 良美 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑山 慎太郎
主 幹	伊藤 純子
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第4号)

令和元年6月6日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 2号 町道路線の認定について
- 第 3 議案第 3号 柴田町森林環境譲与税基金条例
- 第 4 議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6号 柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

- 第 8 議案第 8 号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9 号 柴田町東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 10 号 平成 30 年度小中学校空調機設置電気設備工事（繰越明許）請負契約について
- 第 11 議案第 11 号 平成 30 年度小中学校空調機設置機械設備工事（船岡地区）（繰越明許）請負契約について
- 第 12 議案第 12 号 平成 30 年度小中学校空調機設置機械設備工事（槻木船迫地区）（繰越明許）請負契約について
- 第 13 議案第 13 号 令和元年度柴田町一般会計補正予算
- 第 14 議案第 14 号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 15 議案第 15 号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 16 意見書案第 1 号 小・中学校全学年での 35 人以下学級実施並びに特別支援学級の基準を 8 人から 6 人にすることを求める意見書
- 第 17 陳情第 10 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 1 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 3 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 4 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情
- 第 18 民生委員推薦会委員の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、12番森淑子さん、13番広沢真君を指名いたします。

日程第2 議案第2号 町道路線の認定について

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第2号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

今回の町道路線の認定は、1路線を認定するものです。

現在、今年度の完成を目指し、岩沼蔵王線の新道の工事が進められております。

今回は、大字入間田字二五田5の19から5の4までの区間を町道入間田52号線として認定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） おはようございます。

それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書 1 ページをお願いします。

議案第 2 号でございます、済みません。町道路線の認定についてでございます。

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づきまして、新たに町道 1 路線について認定をお願いするものでございます。

お配りしています議案第 2 号関係資料をごらんいただきたいと思ひます。

今回、認定をお願いいたしますのは、柴田町大字入間田字二五田地内の町道入間田 52 号線です。こちらは凡例にありますように、赤色の実線で示している路線が今回認定をお願いする路線となります。この路線ですが、主要地方道岩沼蔵王線として県で管理していたものを、現在、岩沼市大師から村田町姥ヶ懐間のトンネル工事を含め、道路改良工事が本年度中に完成が見込めるようになりました。旧道区間について、県から移管されることになるため、町道としてお願いするものでございます。

工事完成後、県から移管を受ける道路改良区間の全体延長ですが、2,534メートルです。そのうち、岩沼市分が1,425メートル、村田町分が739メートルです。柴田町分については370メートルとなります。

町道認定後の管理につきましては、新しい道路が完成して供用開始の告示行為を終えたら、町が引き渡しを受けるということになりまして、それまでの間、従来どおり県が維持管理なり、管理を行うということになっています。

今後ですけれども、県において危険箇所の解消のための修繕など整備を行った後、移管になるということを確認しています。

それでは、1 ページにお戻りいただきたいと思ひます。

議案書で、路線名、起点、終点をご説明します。

路線名、町道入間田 52 号線です。

起終点の位置です。起点が、入間田字二五田 5 の 19 地先、終点について、入間田字二五田 5 の 4 地先でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7 番秋本好則君。

○7 番（秋本好則君） この路線は以前、私が一般質問で取り上げて、お答えいただいた路線だと思いますが、その折、町長からは、町道としていずれ認定するけれども、その前に新道と同じぐらいまでの整備を県に依頼して、確認した後に町道として認定するという回答だったと思

います。

新道と同等程度の、これから整備を進めるというお話でしたけれども、どの程度の整備をする予定なのか。そして、その時期はいつごろなのかについてお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 新道については、トンネル区間についても全幅12メートル以上の実は道路でございます。

それで、この路線、旧道については、資料にもありますとおり、実は幅員が3.9から5メートル程度でございますので、特に拡幅とかそういうことではなくて、いわゆる危険箇所の改修をしたり、舗装が傷んでいるところについてはしっかりと全部直していただく、あるいは排水機能を直していただくというような整備までしていただいた後にいただくということになっていますが、12月までに本線部分の道路改良は全て終わるんだそうです。その後、補修とかが入るので、恐らく3月いっぱいくらいまでかかるのかなという話を大河原土木事務所からいただいています。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、大体わかりましたけれども、ここはかなり柴田町の中で奥まったところだと思いますので、雪が降った場合の除雪について、多分除雪は入ると思うんですけども、その辺の準備ぐあいについてお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 県で管理している現在、除雪については、昨年度で3日、10センチ以上、うちと同じ基準なんだそうで、3日、それから融雪剤散布を34日間行ったということでございます。

ただ、今、岩沼市、それから村田町、柴田町で、県も交えてお話、いわゆる協議しているんですが、新道ができたら、恐らく民家がない区間について今回、実は認定ということになりますので、いわゆる一時的な閉鎖も含め、県では、検討したらいいのではないかと。いわゆる、その方面でもしっかりとやっていきたいということです。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 一度、一般質問で取り上げたことは、まさにそのことでありまして、ここは住民の、この地域の方々の生活道にもなっているところなものですから、雪が降って、何かいつも除雪が遅いんだという話は聞いているものですから、閉鎖ということがないように、なるべく早く除雪をお願いしたいと思います。

これは依頼ということでお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 柴田町森林環境譲与税基金条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第3号柴田町森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号柴田町森林環境譲与税基金条例についての提案理由を申し上げます。

森林整備においては、所有者不明の森林の増加や担い手不足等が大きな話題となっており、荒廃した森林の公的な経営管理が求められています。

こうしたことから、適切な整備がなされていない森林の間伐や林業従事者の育成、確保、木材利用の促進などを行い、森林機能の回復及び森林の成長産業化を図るため、柴田町森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） それでは、議案第3号柴田町森林環境譲与税基金条例の詳細説明をさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

今回は、新たに条例を制定することになりますので、最初に本条例制定の趣旨、経過、内容について説明させていただきます。

森林を適正に整備することは、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、健全な里山景観の形成、維持など、快適な生活環境の創出につながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものであります。

しかし、先ほど町長の提案理由でも述べましたとおり、森林の適正な整備を進めるに当たってはさまざまな問題がございます。国内木材価格の低迷、経営面積が狭小で分散していることから、管理が放棄されている森林が多いこと。相続による不在地主や未相続等による所有者不明地の増加、高齢化による地域の担い手の不足等が挙げられます。

また、戦後植林された人工林で主伐期を迎えるものが多い中、適正に管理されていない荒廃林も多くあることから、大雨のときの林地崩壊に伴う下流での土砂災害の発生など、最近、特に大きな問題となっているのではないのでしょうか。

国は、林業の成長産業化の推進と、先ほど申し上げました課題の解消を図るため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らないことで管理が放棄された私有地、これは人工林でございます、を所有する者の意向により、市町村、もしくは地域の担い手が管理を行うことができる新たな制度として、森林経営管理制度の創設を内容とする森林関連法令の見直しを行っております。

一方で国は、これらの森林整備等に必要な財源を安定的に確保するという観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設し、森林環境譲与税につきましては、毎年、全国の自治体に配分することとしています。とりわけ荒廃した私有林の整備を急ぐという必要がありますので、森林環境譲与税を森林環境税に先行して、今年度、令和元年度から配分するということになっております。

先ほど説明させていただきました森林経営管理制度でございますが、今年度、平成31年4月1日から施行されております。

町は今後、所有者の意向を受けて、森林の経営管理、これは保育、間伐、伐採等を指すこととなりますが、これをしていくことになります。具体的な手順として、まず現況調査を行って、町内全体にどのくらいの事業量があるか、荒廃した森林がどのくらいあるのかということ、全体及び詳細は区域ごとに把握していくという形になります。その後、所有者の意向を確認し、森林所有者みずからが森林経営ができない、そういった意向の場合は、町がその森林に森林経営管理権という権利を設定し、管理の委託を受けることになります。

この管理を受けた森林のうち、林業経営に適した採算性を見込める森林については、意欲と

能力のある民間の森林経営者に森林経営管理実施権を付与し、森林経営を再委託するという内容でございます。

再委託ができない森林もございますし、再委託まで協議の期間がございますので、その期間に関しては市町村がみずから管理することになります。

全体事業の進め方、流れに関しては以上のおりでございますが、実際の作業では、これからの調査に入る前に、森林の所有者の台帳と管理の台帳の突合が必要になってきます。また、施業に至るまでは、大体3年間ぐらいはその調査業務を含め準備段階があるのかなと思っています。

現況調査に入った場合でも、区域ごとに進めて、ボリュームがかなりあつたりする場合は、順次施業に入っていくわけなんですけど、全体でやっぱりスタートするまで5年以上経過する場所も出てくるのかなと思っています。

さらに、この事業という形は、森林環境譲与税を使って行うことになるんですが、毎年度、事業量、事業内容等が変わってくるということで、単年度ごとに受け入れる森林環境譲与税では賄い切れないことも想定されますことから、今後配分されます森林環境譲与税を基金として積み立て、必要に応じて計画的に運用できるよう、柴田町森林環境譲与税基金条例をこのたび制定するものでございます。

本文です。

柴田町森林環境譲与税基金条例。

第1条に関しては、基金の設置について定めております。

第2条に関しては、基金には毎年配分される森林環境譲与税を積立金として充てることを定めるものです。

第3条は、基金の管理について定めております。

第4条については、基金の運用処理について。

第5条は、基金の繰り替え運用について定めるものです。

第6条、処分でございますが、基金の処分について。

第7条は、基金の管理に関する必要な事項の委任について、それぞれ定めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。1点質問させていただきます。

6月4日の私の一般質問におきまして、公共施設管理の基金を提案いたしました。そのとき、町長からの答えとしては、柴田町の財政状況を考えたときに、新たな基金をつくる余裕はないという返答でした。

この森林環境譲与税基金条例については、これは国の森林環境譲与税で割り振られる分そのものを積み立てるということで、一般会計からの繰り入れはあるのか、ないのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 議員おっしゃるとおりで、一般財源からの繰り入れということではなくて、国から配分される森林環境譲与税を積立金として、基金として積み立てるという内容でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 今の説明をお聞きいたしまして、実際に森林の整備が始まっていった場合に、どうしても基金なんかで足りない部分も出てくるかと思うんですけども、そういったときに一般会計からの繰り入れとか、用途の変更をすると。そういった扱い方が出てくる可能性はどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 現段階で、ボリュームもわからないということで、はっきりした答えはできませんが、基本的にはこの森林環境譲与税を積み立てたものでやりくりしていきたいわけなんですけど、全体として、ことしの令和元年から令和16年まで県の試算で出ておまして、9,600万円ぐらい基金として入る予定でございます。

また、ちょっと説明不足の部分がありましたが、一応その調査対象エリアになった森林であっても、近くに、例えばきちんと管理している林業家の方がいて、その方が隣の分も管理していきますよというようなことで、それを受け取ってもらえた場合は、この譲与税を使うことなく、その経営を、その林業家の方にお願ひするというので、お金がかかってこない部分もございまして、将来的にはゼロではないと思いますが、現段階ではこの基金を運用していくという形でございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ちょっと財政にも確認したいところがあるんですけども、先ほど言いましたように、一般会計からの、この基金への繰り入れがないということをやっともう一回確認したいと思います。そうでなければ虚偽答弁ということになってしまいますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 一般財源からは当然、基金繰り入れは今のところ考えておりませんが、特定寄附とかがあった場合につきましては、基金に繰り入れするという場合もあります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。年間9,600万円ぐらい入るだろうということなんですけれども、森林の管理のほかに、使途として木材利用の促進や普及啓発も入っていますよね。木材利用の促進なんかだと、市町村みずからが整備する公共建築物の木造化、木質化も入っているし、それから普及啓発だと、森林環境教育、木育活動も入りますよね。これからしっかりした計画を立てて行っていくということだろうと思うんですね。まだ何もしていないと思うんですが、そうすると、私がずっと言っている木育活動なんかはこの基金を使ってやれるということですよ。確認です。

それと、もしかしたら森林のほうで幾らかお金、かからないで済む場合があれば、公共建築物の木質化にも回せるということでもよろしいんですね。確認です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） まず最初に、9,600万円というのは16年間積み立てで入るという形でございまして、大体、年にすると600万円ぐらいお金が入ってくるのかなと思っています。

それと、2点目の木育関係等、公共施設等の木材の利用拡大に関してなんですけれども、当然こちらの使途に関しても、その内容は含まれております。ただ、まずは第一の目的が、災害防止とかそういったことがございますので、そちらに最初はお金を使って、あと、その内容等、ボリューム等を見て、おっしゃるとおり、木育、あとは公共施設等への木材の利用拡大、その他、担い手の育成、人材の育成等にお金をかけていくという形になります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。提案理由書の中に、林業従事者の育成確保とか、林業の成長産業化を図るためと書いてあったんですけども、森林なんかを整備するためには、こういう

林業従事者は必要でしょうけれども、今、伐採とかは森林組合に頼りだりしている所有者のほうが多いのではないかという気がするのと、林業の成長産業化、正直に言いまして、あんまり柴田町の林業の成長産業化というものはぴんとこないといえますか、日本全体でも、かなり昔から安い輸入材に押されて、国有林の販売というものは難しい。かといって、業界もそのために木材利用を、例えば県木材の利用の促進などを図ったかと。私もたまたま前の仕事でこの業界も関係したからわかるんですが、そういう意味で、今になって柴田町が、国が環境譲与税を設けて、柴田町も財源不足のところを、こういう財源が今度確保できそうだから、こういう基金をつくるということですが、改めて柴田町の林業の成長産業化というものは私、ぴんとこないの、町として今後、本当に具体的にどういうことをやろうと考えて、この基金を設置するのか聞きたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 議員おっしゃるとおり、柴田町という小さなエリアにおいて、林業の成長産業化というものはなかなか難しいことではあるんですが、柴田町においてもまだまだ利用されていない、先ほど申し上げましたとおり、戦後植えた木で伐採する時期に来ているものがたくさんあるんですけども、中まで入れないとか、あとは放棄されているというようなことで、そういったものを有効活用していくということも一つだと思います。

ただいま国で、一時期、先ほどおっしゃいました、国産材に関しては、十何%ぐらいまで国産材の割合が減った時期があるんですが、今、国では、全体なんですけれども、36%ぐらいまで伸びてきておまして、このたび国で、これを50%にしていく方向で、こういったこともやっっていけばいいのではないかという内容で、成長産業化という言葉を使っているのかなと思っております。

それと実際、施業に関しては、確かに森林組合さんとか、そういうところに担っていただいているところは多いんですが、先ほど言いましたとおり、民間の意欲のある林業家の方とかと、いろいろ話をしますと、森林組合、自分の会社だけで、林業が担い手がいないでやっっていけないと。そして、間伐とかそういうものに関しては当然機械等が必要なので、やっていった場合、その間伐材を今度はチップとかそういったところに、例えば利用していく。そういったときに、一般の地域の方、例えば森林を持っている農家の方とか、そういった方のお力をかりて、ある意味、雇用をつくって、そういったものを発展させていきたいというようなお話も実際に聞いておりますので、今後も、詳しい内容を進めていった上で、トータル的にいろんなことを検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） それと、先ほど課長の説明で、町内の森林の所有者の状況などをこれからもう一回改めて調べるとのことだったんですか。まず、その点1つ。

それから、国がまたこういうものを設けるといことは、森林が大事だと。だから整備し直すといことはわかるんですが、結局そのために新しい木などを植えて、それが売れるかどうかといことが一番問題になるというんですか。柴田町でも、森林を整備し直すといのかな、でも結局、木を植えたりして、その木が売れるかどうかといことが一番の問題になるというような気がするんですね。

実は昔、国が緑のオーナーという制度を設けて、簡単に言うと、国民に国有林のオーナーになってもらう。そして、その国有林といか、木を売ったものを、オーナーになってもらった国民に還元しますよという制度をやっていたものが、先ほど言ったように、輸入材に押されて、国有林が、単純に言うと、10万円に対して5万円ぐらいしか木が売れなかったといか。それで、国が国民に対して被害を与えたとい裁判になっている制度があるんですよ。

私がここで言いたいことは、こういう森林を整備して、さっき言った、水害なんかに備えるとか、そのための整備はいいんですけども、そのために植えた木なんか売れなければ意味がないのかなとい気がするんです。それで、先ほど林業の成長産業化とはどういうことなんですかといことを聞いたんですけども。

ですから、あくまで私は聞きたいんです。柴田町として、この国の制度を利用して、この設置を設けても、本当にこの先そういう見通しが立つのかなとい。ちょっと、その点お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） まずは現況調査という形なんですけど、当然、柴田町は国土調査を実施しておりまして、どの土地が誰の土地かといことは当然わかっております。ただ、今現在、人工林、全体的に見れば、杉が植わっている、何が植わっているといことはわかるわけなんですけど、誰の土地にどのくらい、どの程度の、管理されている内容で森林があるかといことに関しては、今回改めて調査をしなければいけないわけなんですけど、当然そこには、手をかけていないといものは、主には枝打ち、間伐等、大きくはやっぱり間伐だと思んですけど、施業といものは、森林に関しては、森林計画、個人の方が出して、それに基づいていろんな施業をしているわけなんですけど、間伐等をしていないといような形になると、そこは、例えば20年ぐらい手をかけられていないんだなといことがわかるわけなんですけど、そういったもの

を県に届けてあるシステムの中で確認しながら、今回明らかにしていくという内容でございます。

それと、当然経営に関しては、間伐するだけではなくて、伐採までいって、最終的にはそれを植林、造林し直すというところまでやらないといけないわけなんですけど、議員おっしゃるとおり、木が売れるのかという話でございます。

これに関しては、公共施設等に関して木質化を図るという国の政策もありまして、かなりの市町村でそういった形で木造を取り入れている、木質化を進めているという内容でございますので、そういったところの利用とか、今現在、議員もご存じだとは思いますが、CLT、クロス……済みません、ちょっと名前を忘れたんですが、CLTという、普通の20階建てのビルとかそういったものも、例えば木造で、外国では、ヨーロッパではずっとやってきたんですが、日本でも建築基準法の改正等によりまして、そういったものはできるようになります。

ですから、単純に木を切って整備していただくだけではなくて、国の施策としてそういったものを進めていくという中で、柴田町の木材も、地域だけに流れれば、地域内循環でよろしいと思うんですが、場合によっては、先ほど言いましたとおり、間伐材も含めて、地域外、そういったところに出ていって、成長産業の中で役に立つということもあるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 宮城県には環境税というものがありますよね。あれは我々も税金を取られているというのか、国がやる森林環境譲与税というものは、我々国民もこの分のために取られるというのか、それと、県の環境税というものを具体的に市町村が利用するという場合、どういうふうにするんですかね。それとの関連といたしましうか、国からこういう森林環境譲与税が来るということで、そこをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） ただいまご質問にあった、宮城県の環境税ですけれども、これは期限を切って県で徴収しているものですが、今回の森林環境税につきましては、これは国税になっております。それで、平成36年度から1,000円、均等割に上乗せして徴収するようになっておりますけれども、これはあくまで国税ですので、町で均等割に上乗せして徴収しますが、全額、国に納付するようになっております。ですので、こちらの譲与税は譲与税で多分、交付基準があると思うんですが、町で集めたこの税金につきましては全額、国に納付しますので、こちらとはまた別の取り扱いになっておるところでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号柴田町森林環境譲与税基金条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成31年4月1日に施行されたことに伴うものです。

改正の主な内容は、時間外勤務時間の上限等を設けるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の条例改正の経緯ですが、長時間労働の是正のため、民間労働法制において、働き方改革が推進されるための関係法律の整備に関する法律が平成30年6月29日に国会で成立されまして、時間外の労働の上限規制等に導入され、平成31年4月から施行されています。

また、国家公務員においても、平成30年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告において、時間外勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることなど、措置を講じられ、

地方公務員についても同様の規定を定める必要があることから、今回の改正を行うものでございます。

まず、議案書の5ページをお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

第8条第3項になります。前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間におきます勤務に関して、必要な事項は規則で定めると。規則への委任について、新たに規定するものでございます。

これに伴いまして、次に、配付してございます令和元年度柴田町議会6月会議議案第4号関係の資料をごらんください。

1ページ、職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の説明になります。

まず、第1条第1項及び第2項は、文言の整備による改正になります。

先ほどの条例の改正にありました、規則に定める事項ですが、第8条の2に、時間外勤務命令を命ずる場合の時間の上限を新たに規定しています。

第1項は、任命権者が職員に時間外勤務を命ずる場合、次の各号に掲げる範囲内で必要最小限の勤務を命ずるものとします。

第1号は、1カ月において時間外勤務を命ずる場合には45時間まで、第2号は、1年間において時間外勤務を命ずる場合は360時間までとする規定になります。

次に、2ページになります。

第2項は、上限時間の特例について規定します。大規模な災害への対処など特別の業務について、公務の運営上真にやむを得ない場合において、その上限を超えて時間外勤務を命ずることができるとする規定でございます。

第3項は、前項の規定により、第1項に規定する時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、任命権者は当該の職員に命ずる時間外勤務を必要最小限のものとして、職員の健康の確保に最大限配慮するということでございます。

また、規則第8条の2第1項に定める上限の時間を超えて時間外勤務を命じた場合において、その要因の整理、分析を行い、検証を行わなければならないとの規定となります。

次に、第4項は、第3項の定めるもののほか、必要な事項は別に定めるというものでございます。

第8条の3から第8条の18までは、第8条の2の新設に伴う条項の繰り下げとなっております。

附則になります。

施行期日、令和元年7月1日からとなります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。昨年度、1カ月45時間、1年で360時間を超えた勤務をした職員はいるのでしょうか、柴田町で。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 昨年、30年度の実績でございますけれども、3名の職員が該当してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 1カ月何時間ぐらいまでいったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） こちらは1カ月当たりではなくて、360時間のトータル時間での把握でございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、この条例改正により、そういうことがなくなるということで、幾らか働き方改革になるということによろしいんですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 先ほども申しましたけれども、職員の健康管理のもとから、今後、月45時間、それから年間にして360時間を超えた場合につきましては、担当課との協議をいたしまして、分析をするということになってございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 地方公務員法、国家公務員法ということがありますが、民間では、いわゆるサブロク協定ということで、1日8時間、週40時間、それから今回決まった1カ月45時間、1年間360時間というものも、ほとんど今回同じというふうになるんだろうと思うんですが、町の職員で平均、月何時間ぐらいになるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 月の時間外につきましては、課それぞれでまちまちでございまして、一応個人的に、今回の45時間を超えている職員というところも、継続的なものは見られないん

ですが、やはり繁忙期においての時間を超えているところは見られます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 大体平均的にというか、繁忙期ということはいろいろあると思うんですが、例えば災害時対策本部を組んで、そのときになると、もう時間外なんていう問題が優先するか、住民の命とか財産が大事になるかという、はかりにかけられない状況にはなるんですが、このときには、やっぱりそうそう1年のうち何回もあるわけではないんですが、ただ今のような天気状況を見ると、それも考えられないこともないかなと。それにあわせて、それが年に何回かということもそうですけれども、いわゆる住民懇談会など、それから、そういう町の政策を説明するようなときとか、課長さん初め、何回か地区へ出ると。そういうことなども行くと、月45時間を超える人というのは、いないのではなくて、出てくるほうが多くなるのではないかなと思うんですが、この辺についてはどのようになっているのかということでお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 先ほどの規則の第8条の2にございます、時間の指定をした後の第2項ですね、こちらに特例業務ということでございまして、大規模災害等の対処などはこの時間には含まないと規定してございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） いわゆる、過労死になるという時間が100時間を超えるというふうなことで、今までだと80時間から100時間という、たしか幅があったと思うんですが、今回は上限が、その100時間に限定されたのではなかったかなと思っていたんですが、これについて現実的にどうなのかなと、町の職員の場合はね。こういうことに当てはまることあるかどうかということだけ、最後にお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今おっしゃるとおりに、1カ月当たりの100時間ということの対応の職員はございませんでした。

なお、衛生委員会ということの、職員の健康管理を指針のもとでやってございます。今もあるんですけれども、今後はこちらの100時間、そういうところの、今していただく時間を超えた場合、これらも担当産業医に健康管理のほうで相談をするということの規定にございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 今、随分話が出ていたところと同じなんですけれども、1カ月45時間と出ておりますが、これが、特定の人が繰り返し時間外勤務をするということがあり得るのかど

うか。もしそういった場合、誰がこれをチェックして行って、どのような是正をやっていくのか。そこについて教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今も時間外に関しましては、各課の課長がそれら1カ月の決裁をしまして、総務課に提出をしてというところですよ。

今、分析しておりますこのデータの管理も全て、以前から指針のもとで管理をしている状況でございます。

先ほども申しましたけれども、それらを超えた場合については、各課の課長と協議をするというところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 本当に働き方改革を進めていくためには、働くやり方、課の中でのやり方ということも、これらから検討しなくてはいけないところもあるのではないかと私は思っているんですが、そういったときに、オーバーしたところの是正をその課に任せるということでうまくおさまっていくのか。それとも、庁舎内全体でもう一回再検討するというのも出てくるのではないかとと思うんですが、その辺の対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 先ほどの3名というところの時間のところですが、やはり課によって偏っているわけです。ですから、その辺については今後、人員の不足なども考えられるところの分析も今後していかななくてはならないということで、繁忙期以外にもそういうことで続く場合には、それらを含めて管理してまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第5号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、所得税法等の一部を改正する等の法律が平成29年4月1日に施行されたことに伴うものです。

改正の内容は、所得税法における控除対象配偶者が同一生計配偶者に改められたことに伴い、柴田町母子・父子家庭医療費助成事業の助成対象者についても現行と同様の範囲とするため、同一生計配偶者と改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） それでは、議案第5号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

今回の改正は、平成29年4月に所得税法等の一部を改正する等の法律が施行され、平成30年分以後の所得税に適用されることに伴うものでございます。

柴田町母子・父子家庭医療費に関しましては、令和元年10月以後の助成対象者に適用されるため、今回改正するものとなります。

改正の内容につきましてですが、所得税法における配偶者控除の見直しにより、控除対象配偶者の指し示す範囲が現行より狭くなることから、柴田町母子・父子家庭医療費助成事業の助成対象者の制限に該当する者が現行より広がらないようにするため、当該用語を現行の控除対象配偶者と同じ範囲を指し示す用語に置きかえるものでございます。

それでは、条例の改正です。

第3条第2項第3号になります。ここでは、同条第1項で規定する助成対象者、これに該当しない者を規定しています。改正前の控除対象配偶者を現行と同じ範囲を指し示す用語である同一生計配偶者と置きかえることで、これまでの助成対象者と同様の範囲が継続されるようにするものです。

続きまして、附則になります。

1、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するものです。

議案書8ページをお開きください。

2になります。経過措置です。改正後の条例の規定は、令和元年10月以後の受給資格の認定について適用し、同年9月以前の受給資格の認定につきましては、なお従前の例によります。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。今の説明で、控除対象配偶者が同一生計配偶者となるということだったんですが、言葉を変えるということなんですが、ただ、この3号を読むと、例えば母子家庭の母の同一生計配偶者は誰なんだろうと思ったんですね。どう理解すればいいんですか、この同一生計配偶者というものは。説明願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） この場合、その申告をした段階では、まだ配偶者がいらっしゃいまして、そのときに、その配偶者控除をとっていると。その方が、なお、そういったひとり親の方になりまして、その際にそういった判定がここで発生してくるというようなことになります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 6 号 柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第 6、議案第 6 号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 6 号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、宮城県の心身障害者医療費助成事業の助成対象者の範囲が拡大されたことから、本町においても同様の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第 6 号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

先ほど、町長が提案理由で申し上げたとおり、これまで心身障者医療費の助成は、県の補助要綱に基づき、身体障がい者、知的障がい者の重度の方を対象にしておりました。精神障がい者については助成対象となっておりました。

宮城県では、障がいごとに行政サービスの不平等が生じている状況を改善するため、重度の精神障がい者も本年10月 1 日から医療費の助成対象とする補助要綱の改正を行いました。

町では、県の補助要綱に基づき医療費の助成を実施してまいりましたので、県の助成対象者を精神障がい者まで拡大するのに合わせ、本町も不平等の是正のため、医療費の助成対象を重度精神障がい者まで拡大を図るものです。

条例の内容を説明させていただきます。

9 ページをごらんください。

最初に、条例の名称の変更となります。これまで、知的障がい者、身体障がい者で、「心身

障害者」としていたものに、助成対象者を精神障がい者まで拡大することから、「心身」を削除し、「柴田町障害者医療費の助成に関する条例」と改めます。

第1条は、本条例であらわす「心身障害者」の文言を「障害者」に改めます。

以下、第2条、第3条について同様に、「心身障害者」を「障害者」の文言に改めます。

第2条は、本条例でいう医療費助成対象障害者の定義となります。

第2条第1項の(2)では、これまで、療育手帳の「A」である者、身体障害者手帳1級、2級、3級の特定の障害者を対象者としていたところに、10ページになります。新たに、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、1級である者を加えます。このことにより、精神障害者福祉手帳1級である者が医療費の助成対象者となります。

附則になります。

第1項については、施行日で、令和元年10月1日からといたします。

第2項については、施行日前の医療費の助成については、これまで同様、知的・身体障がい者のみを対象とすることを規定しております。

第3項は、精神障害者が施行日よりスムーズに医療機関にかかれるよう、施行日前に受給者の資格登録などの準備行為ができるようにするものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。精神障害者1級の対象者は大体何人になるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 平成31年3月31日現在で、本町における精神福祉手帳1級の方、38名を予定しております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の

採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第7号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行されたことに伴うものです。

改正の主な内容は、災害援助資金の貸し付け利率、償還方法及び保証人に関する規定を改めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第7号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

先ほど、町長が提案理由で申し上げたとおり、災害弔慰金の支給に関する法律施行令の改正により、災害弔慰金の支給等に関する条例にある、災害援護資金の貸し付け利率、償還の方法及び保証人に関する項目が、地方自治体の裁量により決定することになったことから、関係項目の改正を行うものです。

なお、今回の改正に当たっては、本条例の附則にある、東日本大震災の貸し付け特例及び県内市町村改正内容を参照にし、検討した結果、利率等を決定いたしました。

改正内容について説明いたします。

第14条の「利率」を「保証人及び利率」と改め、第1項では、災害援護資金の借りに際

し、保証人を立てることができるものと定めます。

第2項にあっては、第1項の保証人がいる場合、利率を無利子とし、保証人を立てない場合は据え置き期間を無利子とし、据え置き期間経過後の利率を年1.5%とします。

第3項は、保証人については、連帯保証人とするもので、連帯保証人の債務の範囲については、施行令9条にある違約金も対象とするものです。

第15条の償還等は、これまで年賦償還、半年賦償還の2通りでしたが、償還方法の選択の幅を広げ、借入者の生活スタイルに合った償還方法が選択できるよう、月賦償還を加えます。

同条の第3項では、これまで災害援護資金は保証人を立てないと借り入れできませんでしたが、保証人がいなくても借り入れが可能とするため、保証人欄を削除するものです。

議案書14ページになります。

附則です。

附則の第2項は、災害援護資金貸し付けの特例は、東日本大震災の貸し付け特例で、貸し付け金利1.5%、保証人を立てる場合はゼロ%と定めておりましたが、今回の改正で、本文にて特例と同じような条件で貸し出しができることと改正いたしますので、削除いたします。

附則になります。

第1項の施行日は、公布の日から施行いたします。

附則の第2項では、経過措置で、本条例の施行後に生じた災害に適用し、施行前の災害については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。改正後の14条の1項で、保証人を立てることができる。この貸し付けを利用する人にとっては利用しやすくなったのかなと思う反面、参考に、第1項の保証人は、災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令9条の違約金を包含するものとする。これは連帯保証人という意味ですよね。だと思っただけですけども、そうすると、単なる保証人と連帯保証人では全く意味が違うというか、私が町の、例えば災害援護資金の貸し付けを申し込みたいから、済まないけれども、あなた保証人になってくれないかと頼むとすると、知り合いに。ところが、連帯保証人だと言われたら、悪いけれども私はやめますよと、なりたくないですよと。逆にこの制度を利用しにくくなるんじゃないかなと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） ここで言うております、連帯保証人と保証人の違いについてでございますが、これは全部の債務について、一人一人請求ができる連帯債務という形になりますので、東日本大震災のように、連帯保証人を立てなかった場合において、高齢になってからの貸し付け等があった場合については、やはり返済が滞るという現象が起きます。

そういったところを鑑みますと、やはり債務については、保証人ではなく、連帯債務として、その遅延、利息等を含めた形で債務の連帯責任を負っていただくというほうがよろしいかと思えます。

なお、借りにくくなるということについては、今回はあくまで保証人を立てることができるということになります。立てない場合については利息がかかり、立てた場合については利息がかからないという内容でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今の説明でいくと、町としては、どっちかという、保証人を立てないことのほうが多いのではないかという前提で、今回のこれをしているということなんですか。ケースとして、14条の2項ですか、保証人を立てる場合は無利子とか、保証人を立てない場合は、どどどと、こう書いてあって、町としては、保証人を立てないということを前提としての今回の改正ということなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 前提という形では考えておりません。

ただ、東日本大震災の折、利息なしという形の部分で、保証人を立てた件数等を見ますと、やはり保証人を立てて無利子で借りるという方も半分ぐらいおりますし、どちらも選択ができるというところで、決して保証人を立てないことを前提にしているという形ではございません。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 被害の大きかった沿岸部で、こういった災害援護資金の返済が始まって、返済不能が多くなるのではないかというような、その対策も県とか国とかどうにかしてくれという、新聞とかテレビに出っていますが、柴田町として考えたいことは、保証人を立てた場合に、こういう連帯保証人をするということは、貸付金の回収をどうしてもやるんだと。そういうことで、この連帯保証人をしているというか、そこを最後確認したいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） こちらの資金については、あくまで貸付金でございます。震災等の

大震災とか、生活資金が枯渇したために生活が苦しくなった場合における貸付金ということで、250万円前後の生活資金を借りるわけです。据え置き期間を含めまして、7年間たってから、今、柴田町でも返済が始まっております。それでも、30件のうち、繰り上げ償還をして返している件数は7件、現在償還に入っている中で、23人中15の方が償還が入っております。ただ、これまで年払いとか半年払いで返還していただいている中で、やはり一気に二、三十万円の返済をしなければならないとなると、高齢者の借りた方ですと、今、年金生活に変わっておりますので、なかなか返済が難しいということで、一部、分納誓約という形で、月賦で納めてもらっている例もあります。

そういうことを全て含めまして、今回の改正によって、返しやすい、借りやすい形を整えたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第8号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一

部を改正する政令が平成31年4月1日に施行されたことに伴うものです。

改正の内容は、介護保険料の所得段階が、第1段階から第3段階に該当する低所得者層に対して保険料の軽減を図るものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第8号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお開きください。

今回の介護保険条例の改正内容は、本年10月から消費税率の改定に伴い、低所得者の介護保険料の軽減が図られることが、関係法の改正により、事前に定められておりました。

これまで延び延びになっていた消費税率10%になることに合わせ、第1号から第3号までの低所得者層の介護保険料の軽減を図るものです。

改正内容について説明させていただきます。

改正後の第2条第1項では、介護保険料の適用期間を、年号の改正により、令和2年までの第7期介護保険事業計画の3年間といたします。

第2項では、減額賦課の適用期間を令和元年から令和2年までの2年間とし、あわせて第1号に掲げる第1号被保険者の介護保険料を、これまで5%の軽減を受けていた年額2万9,160円であったものを、7.5%軽減の年額2万4,300円といたします。

第3項及び第4項は、軽減対象者を第2号、第3号に掲げる第1号被保険者まで拡大いたします。

第3項では、同じく第2号に掲げる第1号被保険者の保険料を、これまで年額4万8,600円であったものを、12.5%軽減の年額4万500円といたします。

第4項では、同じく第3号に掲げる第1号被保険者の保険料は、これまで4万8,600円であったものを、2.5%軽減の年額4万6,980円といたします。

附則になります。

第1項では、施行日です。公布の日から施行いたします。

第2項は、第2条の介護保険料の軽減税率は、令和元年以後の保険料に適用し、平成30年以前の保険料については、なお従前の例にするとします。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に
基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第9号柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、復興産業集積区域での工場等の新設等や雇用創出を促進させるため、同区域における緑地等の割合の規制を緩和するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） それでは、議案第9号柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

本条例は、東日本大震災復興特別区域法に基づく宮城県民間投資促進特区に係る認定復興推

進計画により、復興産業集積区域内における工場立地に係る緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合を工場立地法で定めた準則に変えて、市町村の条例で自由に定めることが可能となったことから、緑地等の規制緩和と産業の活性化を図るために、平成24年9月に制定しました。

今回の改正は、復興産業集積区域での緑地及び環境施設の面積の、それぞれの敷地面積に対する割合を周辺自治体と同じ基準割合に下げることにより一層の規制緩和を図り、復興産業集積区域内における工場等の新增設や雇用創出などを促進させるため、柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正するものです。

本条例に基づく緑地等規制緩和の特例措置の対象となるものは、認定復興推進計画にある復興産業集積区域内における製造産業のうち、自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、木材関連産業等の8業種で、かつ工場立地法で規定された敷地面積9,000平方メートル以上または建築面積3,000平方メートル以上を有する特定工場に対しての特例措置となります。

緑地及び環境施設の面積率の緩和については、緑地の敷地面積に占める割合を、現行の準則10%以上に変え、1%以上に、環境施設の敷地面積に占める割合を、現行の準則、15%以上に変え、同じく1%以上に軽減するものであります。

それでは、議案書17ページをお開きください。

柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条、この条例を適用する区域並びに当該適用区域における緑地及び環境施設の面積の、それぞれの敷地面積に対する割合は次の表のとおりとする。

適用区域は、復興産業集積区域で、緑地の面積の敷地面積に対する割合を100分の10以上から100分の1以上に、環境施設の面積の敷地面積に対する割合を100分の15以上から、同じく100分の1以上にそれぞれ改正するものです。

次に、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するということになります。

以上、詳細説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。**

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 町内で、この適用区域はどこになるのでしょうか。

それから、環境施設の面積と言っていますが、この場合の環境施設はどのようなものを指すのか説明願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 適用区域なんですけれども、復興産業集積区域ということで、今現在9カ所を設定しております。具体的には、神明堂工業団地、船岡工業団地、北部丘陵工業団地、そのほかに槻木工場適地とか、槻木白幡地区、西船迫から東船迫の国道4号沿線の準工業地区、成田川尻地区、四日市場二本木地区、船岡の大原地区の9カ所となっております。

また、環境施設なんですけれども、環境施設ということは、具体的には、工場内にあります広場、あるいはグラウンド、池とか体育館、そういったものを、町民も利用できるようなところも含めまして環境施設ということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、結構適用になるわけなんですけれども、極端に言えば、緑地面積100分の1でもいいわけですね、1以上ですから。確かに、進出するときは楽かもしれないんですけれども、その後のことを考えると、100分の1の緑地面積は、環境面から考えても、景観から考えても、決してよくはないのではないかなと思うんですが、これはずっと適用されるものなんですか。進出するときだけではなく、ずっとということなんですか。何か期限というか、あるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 期限につきましては、あくまで東日本大震災復興特別区域法、いわゆる特区の認定がある間が期間となっております。その期限が終了した時点で、この準則、1%以上というものがなくなるようになります。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 済みません。聞きたかったことは、進出するときは100分の1ですが、例えば10年後はどうなるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 進出するときに、例えば100分の1で入ってきました。それで、特例がなくなりました。そうなったときには、また町で今度、今、工場立地法という法律に基づいて、各自治体で準則を定めることができるようになっていきますので、その中で緑地の面積、そして環境施設面積を改めて定めていくような形になりますので、そのときは、工場とか周辺の環境を見ながら、また1%以上にするか、もしくはもうちょっと上げて5%以上にするか、そのときにまた判断していきたいと考えております。

ただ今回は、近隣、先ほど説明させていただきましたけれども、岩沼市、角田市、大河原町、

村田町、川崎町、全て1%以上にしていますので、それに合わせて、あくまで企業進出を図ってもらおうということで、今回1%におろしたいというような経緯になっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時10分、再開いたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第10 議案第10号 平成30年度小中学校空調機設置電気設備工事（繰越明許）請負契約について

日程第11 議案第11号 平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（船岡地区）（繰越明許）請負契約について

日程第12 議案第12号 平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（槻木船迫地区）（繰越明許）請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第10号平成30年度小中学校空調機設置電気設備工事（繰越明許）請負契約について、日程第11、議案第11号平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（船岡地区）（繰越明許）請負契約について、日程第12、議案第12号平成30年度小中

校空調機設置機械設備工事（槻木船迫地区）（繰越明許）請負契約について、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第10号平成30年度小中学校空調機設置電気設備工事（繰越明許）請負契約について、議案第11号平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（船岡地区）（繰越明許）請負契約について、議案第12号平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（槻木船迫地区）（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

昨年度の猛暑を受け創設されたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、児童生徒及び教職員の熱中症対策として、町内小中学校に空調機を設置するものです。

既決予算に基づき、4月18日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札の入札公告を行い、5月15日に入札執行をいたしました。

議案第10号につきましては、電気設備工事が対象となっております。

入札参加者は、笠松電気株式会社、株式会社新日電業商会、窪田電気工事株式会社の3者でありました。

入札を執行した結果、笠松電気株式会社と2億1,972万5,000円で工事請負仮契約を5月17日に締結いたしました。

議案第11号につきましては、機械設備工事が対象となっております。

入札参加者は、有限会社高美住設、株式会社登勇管工設備の2者でありました。

入札を執行した結果、有限会社高美住設と1億6,214万円で工事請負仮契約を5月17日に締結いたしました。

議案第12号につきましては、機械設備工事が対象となっております。

入札参加者は、有限会社高美住設、株式会社登勇管工設備の2者でありました。

入札を執行した結果、株式会社登勇管工設備と2億515万円で工事請負仮契約を5月17日に締結いたしました。

以上3件の工事につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。

最初に、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、一括議題となりました工事請負契約案件3件に係る入札と契約に関する詳細説明をいたします。

初めに、議案第10号平成30年度小中学校空調機設置電気設備工事（繰越明許）請負契約です。議案書19ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成30年度小中学校空調機設置電気設備工事（繰越明許）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして2億1,972万5,000円になります。

4の契約の相手方は、笠松電気株式会社です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第10・11・12号関係資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の電気工事の総合評定値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり、町内業者1者、町外業者2者から入札参加申請がありました。

この参加申請のあった3者について、5月10日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

2ページをお開きください。入札結果調書になります。

入札執行日は5月15日。

予定価格につきましては、消費税抜きで2億1,600万円。最低制限価格は、消費税抜きで1億9,896万1,000円です。

5月17日に仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和2年3月31日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

入札参加申請のありました3者に対して、この表にあります評価基準に従い評価しています。配点については、価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の笠松電気株式会社が10点、2番の株式会社新日電業商会在が7点、3番の窪田電気工事株式会社が5点となりました。

次に、価格に関する評価では、3者とも入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となり、入札価格1億9,975万円で応札しました笠松電気株式会社に価格評価点として満点の90点を配点し、総合評価の対象となったほかの2者は、笠松電気株式会社の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式会社新日電業商会在は88.25点、窪田電気工事株式会社は89.22点となりました。

総合評価の結果は、合計で、1番の笠松電気株式会社が100点、2番の株式会社新日電業商会在が95.25点、3番の窪田電気工事株式会社が94.22点となり、総合評価点の高い笠松電気株式会社が落札者となりました。

次に、議案第11号平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（船岡地区）（繰越明許）の請負契約につきまして説明をいたします。

議案書21ページをお開きください。

この工事案件につきましても、議案第10号と同様に工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（船岡地区）（繰越明許）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして1億6,214万円になります。

4の契約の相手方は、有限会社高美住設です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、同じく別冊の関係資料3ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を県南地域4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の管工事の総合評定値が750点以上である

ことなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり、町内業者2者から入札参加申請がありました。

この参加申請のあった2者について、5月10日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

4ページをお開きください。入札結果調書になります。

入札執行日は5月15日。

予定価格につきましては、消費税抜きで1億5,690万円。最低制限価格は、消費税抜きで1億4,435万7,000円です。

5月17日に仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和2年3月31日までとなります。

落札者の決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い、入札者を評価したのですが、配点については、価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点、AプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の有限会社高美住設、2番の株式会社登勇管工設備とも10点満点となりました。

次に、価格に関する評価では、2者の入札価格は、予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となりました。最低入札価格1億4,740万円で応札しました有限会社高美住設に価格評価点として満点の90点を配点し、株式会社登勇管工設備は、有限会社高美住設の入札価格に応じた価格評価点を計算し、88.56点となりました。

総合評価の結果は、合計で、1番の有限会社高美住設が100点、2番の株式会社登勇管工設備が98.56点となり、総合評価点の高い有限会社高美住設が落札者となりました。

次に、議案第12号平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（槻木船迫地区）（繰越明許）請負契約につきまして説明をいたします。

議案書23ページをお開きください。

この工事案件につきましても、議案第10号、議案第11号と同様に工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（槻木船迫地区）（繰越明許）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして2億515万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社登勇管工設備です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、同じく別冊の関係資料の5ページをごらんください。

入札の参加者につきましては、議案第11号と同様のことにより制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり、町内業者2者から入札参加申請がありました。

この参加申請のあった2者について、5月10日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

6ページをお開きください。入札結果調書になります。

入札執行日は5月15日。

予定価格につきましては、消費税抜きで1億9,860万円。最低制限価格は、消費税抜きで1億8,305万4,000円です。

5月17日に仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和2年3月31日までとなります。

落札者の決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い、入札者を評価したのですが、配点については、価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の有限会社高美住設、2番の株式会社登勇管工設備とも10点満点となりました。

次に、価格に関する評価では、2者の入札価格は、予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となりました。最低入札価格1億8,650万円で応札しました株式会社登勇管工設備に価格評価点として満点の90点を配点し、有限会社高美住設は、株式会社登勇管工設備の入札価格に応じた価格評価点を計算し、87.88点となりました。

総合評価の結果は、合計で、1番の有限会社高美住設が97.88点、2番の株式会社登勇管工設備が100点となり、総合評価点の高い株式会社登勇管工設備が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 続きまして、工事内容について説明をいたします。

関係資料7ページをごらんください。

小中学校空調機設置工事の事業概要、契約内容、学校ごとの設置教室数及び設置台数となります。

昨年の猛暑を受け、国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、町内小中学校の普通教室、特別教室など219室にエアコンを設置するものです。

工期については、令和2年3月31日までとし、令和2年度から稼働できるよう整備いたします。

契約内容についてです。

1の電気設備工事については、小中学校9校を一括発注とし、専用コンセントやブレーカー等動力設備、変圧器、開閉装置等の受変電設備の改修、校内の配電線路の設置を行うものです。

2の機械設備工事については、船岡地区4校と槻木船迫地区5校の2つに分離発注となります。空調機、室内機、室外機とリモコン設備などを設置するものです。

右側の表の設置教室数及び設置台数をごらんください。

エアコンを設置する219室の学校ごとの教室数とエアコン台数になります。

まず、普通教室は、全ての学校、全教室の125室に設置いたします。特別教室は、図書室など既に設置済みの16教室と、エアコンが必要のない準備室、倉庫等40教室を除く89教室に設置をいたします。管理諸室、保健室などですが、設置済みの33室を除く5室に設置をいたします。

1教室にエアコン室内機を2台設置し、合計で420台のエアコンを設置することになります。なお、船岡地区が100教室、槻木船迫地区が119教室となります。

8ページをお願いいたします。

電気設備工事と機械設備工事の学校ごとの主な整備内容の一覧となります。

ナンバー1から6までが電気設備工事、ナンバー7から10までが機械設備工事、ナンバー11が電気・機械設備それぞれで想定される建築工事の内容となります。

主なものについて説明をいたします。

ナンバー1、高圧受変電設備をおさめるキュービクルになりますが、槻木小学校、船迫小学校は校舎内に電気室などにあり、そのほかの学校は校舎外に設置されております。全ての学校でキュービクルは改修が必要となります。

ナンバー2の変圧器、トランスになりますが、柴田小学校、船迫小学校は現在のものが再使用できますが、そのほかの学校は容量をふやすことから入れかえ更新となります。

ナンバー6の停電日数についてです。全ての学校で約3日間停電が必要となります。当初、連続3日間を想定しておりましたが、土曜日ごとに3日とかということで、単発の停電でも可能ということになりましたので、単発でということで施工を今、考えております。

次に、ナンバー7、8のエアコンの室内機、室外機については、天井つり型となります。基本的には、1教室に2台の室内機を設置で、普通教室は室内機2台に室外機1台のツインの組み合わせ、特別教室は室内機1台に室外機1台のシングルの組み合わせを2台設置いたします。

9ページをごらんください。

上段が、それぞれ教室の設置位置になります。下段の左側が、既存のエアコンの設置状況となります。船岡小学校図書室の、こちらはシングル2台の設置状況です。それに伴って、右側が普通教室の設置イメージとなります。教室に天井つり型室内機2台、それに対して室外機1台をテラスに設置するというケースとなります。それぞれ教室ごとに同じような形で設置をしていくことになります。

以上で工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） ちょっとまだ、何点かに分けて質問したいと思います。

まず、8ページのキュービクル関係なんですが、東船岡小学校のところについてはサイズアップという形で交換が書いてあるんですが、これは同じ場所で交換することが可能なのかということ。それと、幹線等のルートについての、西住小学校のところなんですが、既設ヒーター用の幹線を使用する。そして、使用不可の場合はコンクリートの柱を新設とあるんですが、これは使用不可の場合はコンクリートの柱をつくるということで、これは設計変更の対象になるのでしょうか。そこについて教えていただきたいと思います。

それと、エアコン全体についてなんですが、設計上の仕様書というものは冷房能力で示されているのでしょうか、それとも型番で示されているのでしょうか。その内容について教えていただきたいと思います。

それと、室外機、既存部分の設置されているやつの写真が出ているんですけども、室外機につきますと、そのまま直射日光が当たるような設置になっているんですけど、これはできれば

その辺のカバーをつけてやれば、かなりエアコン能力も高まるし、省エネ効果も出てくると思うんですが、そういった室外機のカバーというものは検討されているのかどうか、教えていただきたいと思います。

それと、大きな台数で、かなりの水が出てきますので、結露水もかなりの量になると思うんですね。その結露水の対策について、どのような考えを持っているのか、教えていただきたいと思います。

それと、キュービクルから各部屋への配線なんですが、地中埋設とか外壁を伝うようになっているんですが、これはさや管を使って、その上の中の配管なのか、これは多分そうだと思うんですけども、その確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、キュービクルですが、槻木小学校、船迫小学校以外は全校舎外の敷地内に設置をされてありますので、東船岡小学校、サイズアップをしてもこちらは大丈夫ということになります。

それから西住小学校、既設のヒーター盤の改造、それからコンクリートということになっておりますが、実施設計の際に調査をしていただいた際には、そういう形で西住小学校は使えるということでした。使用不可の場合は、コンクリート柱新設の上、各配線ということになっておりますので、もし工事する際に変更が生じれば、変更の対象になるかと考えております。

エアコンの仕様になりますが、型番ではなく、教室の面積によって、そちらは出力ということでの設計になっております。

室外機のカバーに関しては、今のところカバーをつけるという形にはなってはおりません。従来から特別教室につけてきておりますので、その形でということで今回考えておりますが、今後設置していく上で、いろいろふぐあいが生じる場合があれば、今、議員がおっしゃったようなカバー等の設置も今後検討していきたいと思っております。

それから結露に関しては、それぞれ室外機を設置するところが、1階はテラスということで、それから2階、3階はバルコニーということになります。やはりこちらは、結露に関しても流れ等を確認していただいておりますので、その辺を配慮しながら設置していきたいと考えております。

それから、キュービクルからの配線なんですが、申しわけありません。その配管に関して、ちょっとその品質等までは把握をしておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。

設計の内容については、型番ではなく能力だということなんですが、これは、我々の仲間内で話をしていたことは、ちょうど、これだけ四百何十台使うということになってくると、業界では在庫一掃セールになるのではないかというような形で話をしていたものですから、その辺の、何年度の形なのかということ、あんまり古いものは使えないと思いますので、その辺の確認をどのような形ですのかということ。

それと、来年度の夏からということなので、ことしは去年と同じようなかなり厳しい夏になると思うんですけども、ことしについてはどのような防暑対策といたしますか、どのような形で乗り切るつもりでいらっしゃるのか。その心づもりというか、計画についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 私どももやはり、発注はしたがエアコンがないという状況が懸念はされました。実際に今回、仮契約の段階で、こちら事業者の確認をさせていただきましたところ、実際、今、発注をして、資材としてエアコンが納入されるのは10月になるだろうと。在庫ではなく、今から発注したものを工場で作って納品されるのが10月ということですので、在庫のものが納品されるということはないようです。

ただ、経済産業省も、国の施策としてこういう事業があるものですから、やはり業界にもそういう依頼をしておりますので、なくなることはないということとなっております。

それから今年度なんですが、やはり5月から猛暑日というか、そういう気候変動に伴って、夏に限らず暑い日が今、続いております。ただ、今年度はどうしてもやはり全教室へのエアコン設置は間に合いませんので、今年度も昨年同様エアコンを設置している特別教室等を活用し、なおかつ昨年、熱中症指数計ということで、気温、湿度、そういう総合的に学校で客観的に判断できるものを配付しておりますので、そういうものを活用していただきながら、児童生徒の健康に留意してやっていただくしかないのかなとは思っておりますが、できるものに関して、ミストシャワー、扇風機、そういうものを全てフル稼働して、今年度は学校で乗り切っていたきたいということをお願いしている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確認なんですが、既存で、設置済みのやつ、写真が左に出ているんですけども、こういった形でやっても、窓の近くのところと、風が行っているところでは、かな

り温度差があると思うんですね。そういったところで、扇風機の活用とかそういったことで満遍なく温度が下がると。1カ所に冷気のたまりができないような形をやっていくと思うんですけども、その辺のちょっと説明をお願いしたいことと、あと結露水なんですけど、家庭用でもかなり出ている状況ですので、これが30人、40人という形でなってくると、かなりの、水道水をあけたぐらいの水が出る可能性があるんですね。そういったときに、例えば水たまりができるとか、そういったことも当然考えられてくると思いますので、この辺をどのような体制で見直しとか、やっていくつもりなのか。そこだけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 議員おっしゃるとおり、やはりエアコンだけでは冷気が一方あるところだけ届くという形になりますが、まず天井つり下げ式を選択したというのが、遠方、遠くまでやはり冷気を飛ばせるという形で、まずこれが一番効率的だという部分です。

それから、柴田町の小中学校の教室には全て扇風機が設置されております。今年度は、暑い空気をまたかき回すだけの扇風機にはなるんですが、エアコンを使う際には扇風機を使っただけという形で、今でも、冬でもファンヒーターを使っている際には、やはり教室によっては扇風機を使って、そういう一定の温度になる形でしていただいておりますので、学校には扇風機の活用ということでは、エアコン設置後もお願いしていきたいと思っております。

室外機から出る水に関して、やはりベランダであれば、児童生徒が避難する際とか、いろんな際に通路として使うところでもありますので、今までも大規模改造工事において、テラスの防水ということで改修をしてきておりました。今回、運がよく、ほかの4つの学校も同じように大規模改造を国に認めていただきましたので、ベランダ、テラス、そういうところの大規模改造時に、2階、3階。2階には防水と、今まで大規模改造工事をやってきた学校と同じように、やはりテラスに関しては防水という部分を改修しておりますので、同じような改修をしていきたいと思っております。

先にエアコンがつかますが、その後、大規模改修をする形になりますが、そういう防水に関しても滞りなく行っていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 3つの議案に関連して質問したいと思いますが、1点目は、大きくいくと、電気設備工事と機械設備工事ですか。それで、空調機を設置するものは機械設備工事の業者だと。電気設備工事は、動力設備とか、あと配電環境をやるということで、お聞きしたいことは、槻木船迫地区の機械設備工事を担当する業者さんの名前を見て、私は正直に言って、水

道屋さんかなと思ったものですから、その業者さんが、こういうエアコン設置とかをする能力とか、職員というか、人数とかというものがちゃんと確保できているのかなという、これが1点目です。

2点目は、いわゆるエアコンそのものを420台ですか、全部で設置すると。教室の広さとかでエアコンの大きさも違うと思うんですが、エアコンそのものの購入金額というものは今回の契約の中に含まれているのか、それともリースで利用するからエアコンそのものの購入金額というものは考えなくていいのかどうか。

それと、もう一つは、これは全部設置が終わって、もしもリースをやるとしたら、1年間でリース料というものがどのくらいと考えているのか。購入なのか、リースなのかと。その点もちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 工事の区分ということで、機械設備ということでなっておりますが、機械設備と言ってありますが、実際に一般家庭においてエアコンを設置しに来るものは電気事業者さんという形になりますが、実際この工事に関しては、機械と言ってありますが、設備工事になりますので、実際、今回契約をしている事業者さんは設備工事ということで、そういうエアコン自体は設備工事に分類されるものですので、この業者さんが対象ということになっております。

そして、電気工事に関しては、本当にその電気にかかわる配線、それから受変電設備ということでの工事区分になっております。一般家庭とはちょっと違うのかなとは思いますが、あくまでも今回、事業者さんは設備工事の業種として入札に参加していただいておりますので、この業者になります。

それからエアコンに関しては、これは機械設備の契約の中にエアコンが資材として設置をする工事の契約になっておりますので、リースではございませんので、工事で取りつけてもらって、完了をして、引き渡しをしていただくという内容になります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今の説明でいくと、エアコンの設置、2つの業者さんで、例えば入札のとき、このエアコン代そのものも含めて入札されたということで、金額の違いとかというものはあったものなんですか、エアコンそのものの。どういう見積もりをしたのかなと。今の説明を聞いていて思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 入札の積算の中身として、エアコンの機器の値段が違うのかということなのですが、今回、先ほど言いましたように、それぞれ教室数がまず違います。そういうことで、実際にエアコンの設計書の中で、業者さんが金額的に同じだったか、違うか、ちょっとその辺まで確認はしておりませんが、あくまでもこの教室数に応じたエアコンを設置するということでの積算をしていただいておりますので、全く同じではないかとは思いますが、資材調達の部分では、それぞれの業者さんは違うのかなとは思いますが。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） ここ数年、全国的に、いわゆる猛暑というようなことで、国も急いでこういうようにいろいろ補助金を設けて、地方自治体にいろいろと対策をやってくれと。我々もそういうことで、小学校や中学校へのエアコン設置ということに関心がいったんですが、考えてみたら、町内で子どもたちが利用する施設ということを見ると、例えば町立の幼稚園、保育所、児童館とかもあるわけなんですね。

これはちょっと関連質問みたいになりますけれども、そういう施設が、また猛暑になったとき、どうなのかなと。ちょっと私、ふと心配になったので、あえてそういうところはどうか、お答え願えたらと。関連質問で申しわけないですが。

○議長（高橋たい子君） 舟山議員、申しわけございません。空調に関する質疑ということで、ちょっとそれているのではないかなと思うんですが。大丈夫ですか。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 児童福祉施設、町内のそれに関しましては全て空調を調べてございますので、大丈夫な状況になってございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。エアコンの納品が10月とすると、夏休み中に大体、電気設備工事を終えて、あと10月になったら順次設置していくということなんでしょうか。大まかなスケジュールをお聞かせください。

それから、結構、近隣地帯はこの夏からもう使えるというふうに報道されているんですが、去年のうちに発注したんでしょうか。何か情報わかりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まだ仮契約ですので、まずこの請負事業者さんとのお話し合いもまだでございます。ただ、概略的にどのくらいになるのかということ先ほど聞いて、10月、お答えさせていただきました。

まず、停電も連続3日間でもできるということですので、今回契約を認めていただい

て、全て事業者さんに集まっていただいて、それぞれ電気工事なり機械設備工事が、どういうスケジュールが一番効率的にいくのかということ、まず集まっていただきまして、それに学校の行事なり、学校の都合等も入ってきますので、そういう話し合いをして、スケジュールをつくっていきたいと思っておりますが、教育委員会とすれば、停電に関しては、子どもがいない、それに子どもに影響を与えない夏休みが一番いいのかなとは思っておりましたが、夏休み期間に停電で困るのがプールになるんです。プールが循環できなくなってしまうと、また水を入れかえなければならぬとか、いろいろと、やはり学校の都合を聞いていきますと、なかなか問題になるのかなと思います。

ただ、教育委員会としては、それぞれ10月くらいに納品されるのであれば、それまでに配管とか配線とか、そういうものを順次進めていただいて、3月末までの工期ではありますが、もっと早く完成していただいて、使えるようにしていきたいと思っておりますので、その辺は今後、話し合いを持ちながらスケジュール等を、工期を組み立てていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） もう一点、どうぞ。

○教育総務課長（森 浩君） 近隣自治体でエアコンが全部つきましたとか、ありますが、それぞれ自治体ごとで、やっぱり発注方法が違う形になっております。柴田町は、予算を認めていただきました、まず9校分の実施設計をさせていただきましたので、やはり実施設計がないと工事発注ができません。そういうことで、柴田町はまず実施設計を急いでいただきましたが、半年やはりかかりました。

やはり、ほかの町ができたということは、1校ずつ、できるところからということで始められて、やっているようです。ただ、柴田町は9校ありますので、できるところからだったとしても、片方は間に合い、ほかは間に合わなかったというふうな形にもなりますし、そういう意味では、物理的にまず実施設計が半年かかってしまったということで、そういう部分では、やはり9校全部をつけるという形になりましたので、物理的になかなか無理があったということになります。

今回こういうことで、また契約案件としても、入札してから契約するまで1カ月を超える、2カ月弱かかってしまいますので、そういう意味も含めて、やはり時間がかかってしまったという部分で、ほかの町よりはおくれてしまったということが現状であります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号平成30年度小中学校空調機設置電気設備工事（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（船岡地区）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号平成30年度小中学校空調機設置機械設備工事（槻木船迫地区）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

1時、再開といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第13 議案第13号 令和元年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第13号令和元年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号令和元年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、プレミアム付商品券事業を初め、私立保育所施設整備補助、東船岡小学校、柴田小学校、西住小学校、船迫中学校の大規模改造工事に要する経費などを措置するものです。

これらの財源として、国県支出金、財政調整基金からの繰入金、町債などを充当しております。

あわせて、債務負担行為の追加、地方債の追加及び変更を行うものです。

歳入歳出それぞれ9億8,367万2,000円を追加し、補正後の予算総額を127億3,268万3,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明しますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 詳細説明に入る前に、このたびの元号を改める政令、平成31年政令第143号の施行に伴い、施行日5月1日以降は「平成31年度柴田町一般会計予算」の名称を「令和元年度柴田町一般会計予算」とし、他の特別会計の年度表記及び予算書における年度表記については同様に、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とするものであります。

それでは、詳細説明をいたします。

議案書25ページをお開きください。

議案第13号令和元年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8,367万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億3,268万3,000円とするものです。

補正の主なものにつきましては、プレミアム付商品券事業及び私立保育所施設整備に係る補助並びに町内3小学校、1中学校の大規模改造工事などに係る所要額の補正となります。

28ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正です。追加4件となります。

ベラルーシ事前合宿新体操マットリース料については、令和元年7月から令和2年12月まで

の18カ月間リースするため、令和2年度分のリース料について債務負担行為を設定するものです。

戸籍電算処理システム更改・運用事業は、現在契約中の機器・システム保守点検委託等の契約が令和元年度末で終了するため、令和2年度当初から遅滞なくシステム更改・運用事業を実施するために、今年度中に契約行為など事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。

期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりです。

東船岡小学校大規模改造工事監理委託料及び、同じく大規模改造工事については、令和元年度及び2年度の2カ年の学校施設環境改善交付金事業であるため、債務負担行為を設定するものです。

期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりです。

失礼しました。先ほど、第3表債務負担行為と読みましたが、第2表債務負担行為補正でございます。訂正させていただきます。

次のページ、29ページになります。

第3表地方債補正です。追加1件、変更1件となります。

追加1件は、町内小中学校の大規模改造工事のために、学校教育施設整備事業費を限度額5億4,580万円追加するものです。

変更1件は、指定避難所のトイレ洋式化などのために、緊急防災・減災事業費についての増額に伴う補正であります。

主なものについてのみ説明させていただきます。

31ページをお開きください。

歳入です。

16款2項1目2節プレミアム付商品券事務費補助金1,539万1,000円の増及び3節プレミアム付商品券事業費補助金3,750万円の増は、プレミアム付商品券事業に係る国庫補助金であります。

2目5節保育所等整備交付金の6,696万6,000円の増は、私立保育所施設整備に係る国庫補助金であります。6節子ども・子育て支援事業費補助金486万3,000円の増は、幼児教育無償化に係る事務経費についての国庫補助金であります。

6目5節学校施設環境改善交付金2億8,111万3,000円の増は、町内3小学校、1中学校の大規模改造工事に係る国庫補助金であります。

17款2項1目1節総務管理費補助金100万円の増は、東京2020大会へ向けてのホストタウン
に対しての県補助金であります。

次のページになります。

20款1項2目1節基金繰入金706万8,000円は、財政調整基金から補正財源として繰り入れす
るものです。これによります財政調整基金の残高は11億2,209万6,243円となります。

22款4項2目5節雑入の310万円の増のうち、一般財団法人自治総合センターから130万円に
ついては、第20区行政区が行う設備、備品の整備に関するコミュニティ助成金、180万円につ
いては、第11B区防災組織に対するトランシーバーほか防災資材の整備に対するコミュニティ
助成金を補正計上するものです。

23款1項4目消防債1,830万円の増、6目教育債5億4,580万円の増は、先ほど地方債補正で
説明しました内容での補正計上となります。

次のページになります。

歳出です。

2款1項4目まちづくり推進費19節負担金補助及び交付金のコミュニティ事業補助金130万
円の増は、ただいま歳入で説明しましたとおり、一般財団法人自治総合センターからのコミュ
ニティ助成金を第20区で使用する設備、備品の整備経費を補正計上しております。

13目14節使用料及び賃借料の222万5,000円の増は、先ほど債務負担行為でご説明したとおり、
令和元年度分のベラルーシ新体操マットのリース料を補正計上しております。

次のページになります。

3款1項7目プレミアム付商品券事業費5,275万9,000円の増は、プレミアム付商品券事業に
要する経費を補正計上しております。

次のページになります。

2項1目19節負担金補助及び交付金7,533万7,000円の増は、来年開園予定の船岡字下横橋地
内に整備される50人規模の私立保育所施設整備に対する補助として補正計上するものです。

次のページをお開きください。

9款1項1目15節工事請負費761万4,000円の増は、指定避難所5カ所のトイレの洋式化につ
いて、本年度当初予算で2,640万円を計上させていただきましたが、東船岡小学校体育館及び
船迫中学校体育館が平成30年度の国の第2次補正予算や本年度の予算で認められ、かわりに船
岡小学校体育館を行うもので、指定避難所4カ所のトイレの洋式化を図るとともに、全施設、
床のバリアフリー化などもあわせて実施するために増額補正計上するものです。

19節負担金補助及び交付金180万円の増は、ただいま歳入で説明しましたとおり、一般財団法人自治総合センターから第11B区行政区防災組織に対するトランシーバーほか防災資材の整備に要するコミュニティ助成金を補正計上するものです。

10款1項2目13節委託料7,231万8,000円の増は、今回新たに認められた柴田小学校、西住小学校、次のページになりますが、船迫中学校及び東船岡小学校の大規模改造の実施設計委託料並びに監理委託料を補正計上するものです。15節工事請負費7億5,968万2,000円の増は、それぞれ柴田小学校、西住小学校、船迫中学校及び東船岡小学校の大規模改造工事に要する工事費を補正計上するものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正、地方債補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。11番安部俊三君。

○11番（安部俊三君） それでは、歳出で4点ほど質問させていただきます。

最初、33ページです。2款1項13目地方創生事業費14節使用料及び賃借料222万5,000円、ベラルーシのホストタウン関係だと思えますけれども、これは確認なんです、白石市でもリースを行うようになるのか、白石市と共用はできなかったのか。その辺をお伺いしておきたいと思えます。

次に、35ページ、3款2項1目19節負担金補助及び交付金の私立保育所施設整備費補助金にかかわることですけれども、これは全協でも説明があったので、大体はわかっているんですけども、この私立保育所が開所されれば待機児童は全部解消されるのかということです。考えているのかどうか。今後の見通しを検討したと思えますが、どのような状況となるのか、お伺いしておきたいと思えます。

それから、同じページ、3点目です。35ページの、4款1項保健衛生費6目保健指導費7節臨時職員賃金166万1,000円が計上されておりますけれども、これは当初予算で528万8,000円計上されております。6月で補正ということでございますけれども、どのような理由からなのか、お伺いしておきたいと思えます。

4点目です。38ページです。中学校管理費の8の報償費、講師等謝礼が14万7,000円計上されておりますけれども、これは31ページの県補助金、7節のオリ・パラ・ムーブメント全国展開事業費補助金の関連だと思えますけれども、講師謝礼の計上と思えますが、その事業内容の説明をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） おのおの答弁を求めます。

最初に、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 1点目の、ベラルーシ関係のマットのリースの関係ですけれども、若干ちょっと経緯的なものもありますので、含めてご答弁申し上げたいと思います。

今回、補正といたしましたのは、2020年オリンピックで使用するマットが正式に決まったと。それに対応するための補正措置とさせていただいたところです。今回、新たに決まったものが、海外製のマットになりました。ということで、オリンピック・パラリンピック、白石市、仙台市と、仙台大学と柴田町でつくっている協議会の中での対応を検討した中で、やっぱり正式なマットを協議会として準備した対応にすべきではないかという話があり、白石市では同じようにマットを調達するという動きになってございます。

そういうことで、柴田町としては、仙台大学の意向もありますので、白石市とあわせてマットを調達するという方向性になったところでございます。

ただ、このマットを調達できるのは、全国的に発注が集中して品薄になってしまうということで、取り扱える業者も限られるわけでございます。そうした中で、今回ベラルーシ新体操チームを迎える日程が、来月の7月23日から来日しまして、8月3日までの滞在の予定、そうした中で、柴田町には25、26、27日滞在します。公開演技会が仙台大学で7月27日土曜日に行われる予定です。その翌日、白石市で、白石キューブで公開演技会が行われるということで、この日程がどうしても翌日ということで、マットを共有して対応するということがちょっとできないわけなんです。

それで、それぞれの自治体で調達するというので、今回歳入にも上げられておりますけれども、宮城県で4月から新たに補助金としてできました、東京2020大会に向けた気運醸成事業等補助金というものを活用しまして、今回のマットのリース料として計上しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 35ページ、3款2項1目19節私立保育所施設整備補助7,533万7,000円の関係で、待機児童の動向はどうなんだというようなことのご質問かと思われま。実際、ことしの待機児童数は49名というようなことで、ゼロ歳が6名、1歳児が21名、2歳児、3歳児がそれぞれ11名というような状況になってございます。

今回の私立保育所の整備関係につきましては、定員50名というようなことで、数的には49名

の待機児童に対して50名というようなことで、数的にはいいのかなとは思いますが、実際、きのうの安藤議員の質問にもお答えさせていただきましたけれども、待機児童に合わせて、小規模保育事業所というようなことで、これまで開設をしてきております。そこで、思ったように、本来であれば数は減っていくというようなことで考えていたところなんですけれども、ふたをあけてみれば、また翌年新たな需要がふえているというようなこともありました。今回こういったことでは、数的には調整がつけば何とかかなというように考えではございますけれども、また今年11月の段階で保育所申し込みというようなことを考えていきますと、そこまでの、今のところ、読むというようなことがちょっと難しい状況にはあります。

ただ、そういった状況もあれば、また今後考えていかななくてはいけないのかなというようなことで、子ども家庭課としては考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 4款の臨時職員の賃金の件なんですけれども、当初予算のときには528万8,000円ということで、こちらの予算は、産休、育休に伴う保健師、栄養士の臨時職員分と、あとは子育て世代包括支援センター、いわゆるネウボラ分というか、そちらの予算でした。

今回、補正予算をさせていただいたものは、保健師の退職に伴いまして、その分の事業を、臨時職員を入れていただいて、事業を円滑に進めるための補正予算ということで、当初に予算措置をしていたもののほかに、こちらの人件費の要望になります。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 中学校費での質問でございました。歳入で、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント事業ということで、全国展開事業と、こちら国のスポーツ庁の委託事業となります。槻木中学校が推進校ということで受けておりまして、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツの効果の再認識を通じて、国際的な視野に立った人材を育成するという事業でありまして、槻木中学校では、障がい者スポーツを体験する、ブラインドサッカーですが、ブラインドサッカーを体験したり、またはトップアスリートからの講話を聞いて、スポーツを通して物事に取り組む姿勢を育てるということで、そういうことで報償費に講師謝礼等を組んでいる事業でございます。上限が15万円ということで、全額委託事業になります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。13番広沢真君。

○13番（広沢 真君） 広沢です。34ページの、3款民生費、35ページもかかっていますが、児童福祉総務費の、先ほどと同じく、19の負担金補助及び交付金、私立保育所施設整備補助にかかわってなんですが、事業の主体は民間事業者ですが、補助事業で、子どもたちを預けるというところから、一つ懸念があることが、新規開所に当たって十分な有資格者の保育士を確保できているのかどうかということが一つ気になっていまして、そのあたりをまずお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 同じく、3款2項1目の私立保育所の施設整備補助に係る、民間の私立保育所の今後の運営というようなことをございますけれども、今回ちょっと計画を見せていただきますと、職員を臨時も含めて12名を予定しているというようなことをございました。

この前、一緒に、その事業を、施設の設置に当たっての相談ということで県に伺ったときに、やはり県もそういったことで、保育士の確保というようなことで心配をされておりました。

それで、1年後の開設を目指していくわけですけれども、既にグループである程度の保育士を確保されているというようなことをございますし、今後そちらに向けて、より一層、力を入れて、保育士の確保に努めていきたいというようなことでも、そちらについては動き出しているというような状況でございます。

ただ、グループとしてはかなり、何カ所かそういった小規模保育事業所を運営しているというようなことありまして、そういったことで、ある程度は確保はできているというようなお話も伺っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑どうぞ。

○13番（広沢 真君） 前期までは文教厚生常任委員会で所管調査なども回っていたんですが、今の時世で、保育士の不足というか、なり手がいないということは深刻な問題になっているところですよ。

そういう時点で、確保するための努力をしているといった段階で、それを信じないわけではないし、当然受け皿がふえることは大変ありがたいことなんですが、ただ、もし万が一、十分な数の保育士がそろわなかった場合に、当然4月1日開所という場合には、事前に募集をかけているわけですから、その体制が十分整わないまま、4月1日に開所だということは決めているので突き進むということになってしまうのかどうか。その部分のセーフティといえいいんでしょうか、どういう対応が考えられるのかということをお伺いしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 確かに、今の保育士の確保という面では、かなり難しい状況であるというようなことで、県でも潜在的な保育士を掘り起こすというようなことの事業も実際されているということですのでけれども、実際、求人倍率は宮城県内で4.何倍になっているというような状況も伺っております。

そんな中、首都圏から逆にこちらの地方の保育士を採用に当たっているというような流れもあります。逆に、今度は仙台のほうから郡部の保育士を探しているというような流れもあります。

ですから、そんな中で、この前そういったことで相談をされたときには、やはり、卒業して資格を受けられるような、そういったところを回りながら、保育士を確保していきたいというようなことで確認をさせていただいているところでございます。

ただ、それをどの段階で判断をしていくかというようなことになろうかと思うんですけれども、やはり町としましては、ぜひ4月1日開園に向けて、そういったことで一緒になって取り組んでいければと思いますし、県のご協力もいただきたいと思いますし、保育士養成の学校も、そういったことでもつながっていききたいなというようなことで考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑どうぞ。

○13番（広沢 真君） 当然そうなると思うんですけれども、どこも同じように考えてやっているとところがほとんどだと思いますので。

やはり、民間に限ったことではないですけれども、この間、全国で保育所、保育園のトラブルがあったところで、十分な体制を組まないまま、子どもたちの目の届かないところでの事故などが起こっていることがほとんどの原因であります。

だから、その部分で言うと、努力をして受け皿を確保することだけに走らずに、適正な判断をする必要があるということは、ぜひ思いとどめていただきたいということがあります。

その部分も含めて確認を、4月1日に向けて、これから正式に補助がおおりて、事業も開始されるのでしょうから、その過程の中で、希望だけに目をとらわれずに、ぜひ見ていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。3番安藤義憲君。

○3番（安藤義憲君） 34ページ、3款民生費2項児童福祉費19節負担金補助、私立保育所施設

整備補助の部分でございますけれども、私立保育所を設立、運営していく母体が株式会社ペンギンエデュケーションという会社でございます、いわば民間の会社法人であるということでございます。

質問したいことは、この会社法人が運営していく、今の少子化の時代において、運営、経営が厳しくなったときに撤退するのではないかという思いが一つあります。その辺のところ、ペンギンエデュケーションさんと県との話し合いのもとで、多分、県の担当課の方もその席に同席していると思うんですが、そういう話はどのようになっているか、ひとつお願いしたいなということをお願いします。

それから、同じことなんですけれども、情報提供の資料としていただきました、この書類の中にある、仮称でございますけれども、仮称しばたペンギン国際幼稚園となっております。幼稚園と、町で記している私立保育所、この名称の中身的に何が違うのか。

その2点をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 済みません。35ページの今の質問の関係でございます。株式会社というようなことで、今回、事業実施体となっております。

そこで今回、私立保育所ということで、認可は宮城県で行うというようなことで、その際にいろいろ提出される必要な書類が出てきております。本来であれば、社会福祉法人とか学校法人が普通であれば保育所運営に当たるというようなことなんですけれども、今回、株式会社ということで、そういったところでは、やはり問題になるものが、財務的にどうなんだというようなことが一番大切になってきます。その経営に耐えられる財源があるのかというようなことが確認をされるようになります。

そういったところでは、社会福祉法人なり学校法人に求める資料以外に、財務諸表であったり、預金の関係であったり、そういった体力があるのかというようなことが一つ大きな判断材料として、提出資料を求められるというようなことで判断をされることとなります。

それからまた、ざくっとではありますけれども、経営のシミュレーション、そういったものも、施設給付費、そういったものが幾ら入ってきて経費がこうだというようなことも、ある程度はその経営のシミュレーションというようなことではいただくようになりますし、そういったことで、大丈夫なのかという確認をさせていただくようになります。

名称の関係というようなことで、保育所的には、こちらでは私立保育所ということで捉えておりますけれども、その名称につきましては、運営される場所の名前のつけ方というような

ことになります。これはちょっと私も、保育所でなくていいんだらうかというようなことで確認はさせていただいたんですけども、それは名称ということで構わないというようなことの、今のところの判断というようなことになっております。よろしくをお願いします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 永続的に継続することは確認されたということなんですけれども、それは、例えば20年の契約とか、その間は撤退しないとかというような言葉は入っていたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 補助金を支出させていただくというようなことで、その補助金の効力ということでは、補助金の適化法ということで縛りがそこにありますので、もしそこで運営が立ち行かなくなれば、その補助金分はきちっと返していただくというようなことにはなろうかと思えます。

ただ、そういった法の中での確認というようなことではありますけれども、10年、20年、大丈夫なのかというようなことは、特に、とるということは今のところはないので、その辺は今度、県の指導等をあわせて確認させていただければと思います。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありますか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 同じく、35ページの私立保育所関係なんですけれども、認可が県だとすると、例えば保育内容について利用者から町に相談、例えば子育て支援センターに苦情等、相談が寄せられた場合、町はどこまで介入できるものなんですか。ちょっとそれが今、心配になってきたので、そこを伺います。

それと、先ほど広沢議員から質問があった、保育士の確保の件なんですよね。例えば、ここが頑張って、4月時点で保育士が確保できたとしても、そうなると町立保育所や小規模保育所もかなり厳しい状況、そちらから回るということもあり得るのかなと。ちょっとそれを心配しているんですが、今、確保できているというのは、まさか町立保育所で働いている人にも引張ろうとしているわけではないですよ。とても心配になりましたので、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 同じく、35ページの私立保育所の関係でございますけれども、まず町の介入というようなことでは、町に申請をいただいて、認めた子どもさんたちを町から私立保育所に今回は委託するというような形になりますので、そういった場面ではきっちりと

介入をさせていただくというようなこととなります。町でお預かりした子どもを委託するというようなこととなりますので、その辺はほかの、これまでの小規模保育施設、町の保育所、同じような形で介入をさせていただきたいと思います。

それから、保育士の確保というようなことでは、町内の児童保育施設、やはり同じようにぎりぎりの線で確保をさせていただいて、小規模保育施設なりも運営されているというようなこととございます。そこからの動きというようなことではなくて、新たに確保していただくというようなことで、その辺につきましては今後指導していきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号令和元年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第14号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、臨時職員賃金の補正となります。

歳入につきましては、一般会計繰入金事務費分の増額、歳出につきましては、総務管理費一般管理費の増額となります。

歳入歳出それぞれ66万円を増額し、補正後の予算総額を40億436万4,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書41ページをお開きください。

議案第14号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億436万4,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、臨時職員賃金の増額によるものです。

44ページをお開きください。

歳入です。

6款1項1目一般会計繰入金の事務費分繰入金66万円の増ですが、国民健康保険特別会計の賃金を事務費ルール分として一般会計より繰り入れするものです。

次に、歳出です。

1款1項1目一般管理費66万円の増は、職員の産休、育休に伴う臨時職員賃金を計上するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第15、議案第15号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第15号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、地域支援事業費の補正となっております。

歳入につきましては、介護保険料の増額、歳出につきましては、地域ケア会議推進事業費の増額となります。

歳入歳出それぞれ28万2,000円を増額し、補正後の予算総額を29億7,322万3,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第15号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

45ページをお開きください。

今回の補正については、先ほど町長が申し上げたとおり、地域支援事業の地域ケア会議の運営に係る補正となります。

第1条です。歳入歳出予算総額にそれぞれ28万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を29億7,322万3,000円とするものです。

歳入の補正について説明いたします。

48ページをお開きください。

1款1項1目現年度特別徴収保険料28万2,000円の増は、年金から差し引かれます特別徴収の介護保険料の増加を見込んでの補正となります。

続いて、歳出となります。

4款2項6目地域ケア会議推進事業費、報償費28万2,000円の増額については、地域ケア会議の実施に当たり、当初は関係資格者1名の参加を予定しておりましたが、各資格者の協力を

得ることができるようになったことから、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などの各おのおの多方面からの有資格者の意見、助言をいただきたく、今回、報償費の補正をするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 意見書案第1号 小・中学校全学年での35人以下学級実施並びに特別支援学級の基準を8人から6人にすることを求める意見書

○議長（高橋たい子君） 日程第16、意見書案第1号小・中学校全学年での35人以下学級実施並びに特別支援学級の基準を8人から6人にすることを求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。6番吉田和夫君の登壇を許します。

〔6番 吉田和夫君 登壇〕

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫です。

ただいま議題となっております意見書案第1号小・中学校全学年での35人以下学級実施並びに特別支援学級の基準を8人から6人にすることを求める意見書の提出について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

小・中学校全学年での35人以下学級実施並びに特別支援学級の基準を8人から6人にすることを求める意見書（案）

本県の小・中・高等学校では、いじめ・自死問題、不登校児童生徒や特別に支援を要する児

童・生徒の増加、子どもの貧困・格差の広がり、DV被害の増加など、子どもたちが健やかに成長発達するための条件整備の課題が山積しています。

特に、学校には、子どもの命を守る家庭・地域と関係機関との連携、安心安全な登下校対応、これまでにない自然災害への対策など、複雑な取り組みと障がい者差別解消法に基づく合理的配慮のできる特別支援教育が求められています。

また、学習指導要領の改訂による小学校での週当たりの授業時数の増加や中学校での部活動指導など、教職員の余裕のない「働き方」が大きな問題となっています。

今、本県の教育における喫緊の課題は、深刻な状況にある子どもたち一人一人に目が行き届き、子どもの声に耳を傾けることができ、どの子も楽しく、安心して学べ、健やかに育つことができる学校の教育条件整備です。

本県独自で実施している学級編制弾力化事業を拡大し、すべての小・中学校全学年での35人以下学級の実現と特別支援学級の編制標準を8人から6人にすることが教育条件整備の第一歩となります。さらに、教職員をふやし教員の週当たり持ち時数削減が強く求められています。

教育行政の権限移譲により、宮城県と仙台市はそれぞれの判断で教職員定数及び配置ができるようになりました。仙台市では2018年度は中学2年生、2019年度からは中学3年生が35人以下学級編制とされました。全国的に都道府県独自の取り組みが進み、30人から35人以下学級が実現しており、東北6県の中では本県が一番遅れた状態になっています。

よって、本県においては、児童生徒一人一人が豊かに学べる学習環境を確保するため、次の措置を講ずるよう強く要望するものです。

記

1. 本県の学級編制弾力化事業を拡大し、小・中学校全学年での35人以下学級の実施及び特別支援学級の編制標準を8人から6人にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月6日

宮城県柴田町議会

提出先

宮城県議会議長 殿

宮城県知事 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第1号小・中学校全学年での35人以下学級実施並びに特別支援学級の基準を8人から6人にすることを求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が宮城県議会議長、宮城県知事に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第17 陳情第10号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

陳情第1号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

陳情第3号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第4号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

○議長（高橋たい子君） 日程第17、陳情に入ります。

6月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。いずれも議会運営委員会の協議により、配付のみの取り扱いといたします。

日程第18 民生委員推薦会委員の推薦について

○議長（高橋たい子君） 日程第18、民生委員推薦会委員の推薦について報告をいたします。

町長から、民生委員推薦会委員について、推薦依頼がありました。

よって、議会運営基準により、議会運営委員会において協議の結果、委員には森淑子さんを推薦することにしましたので報告いたします。

○議長（高橋たい子君） 常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

6月会議後の委員会活動予定については、お手元に配付いたしました内容ですので、ご承知願います。

これで、6月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、令和元年度柴田町議会6月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の会議では、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算、条例改正、各種繰越明許費繰越計算書など10件の報告、並びに提案いたしました町道路線の認定、条例制定及び改正、請負契約案件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算などの全ての議案につきまして、原案のとおり可決いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

特に、平成30年度小中学校空調機設置電気設備工事（繰越明許）を初めとした小中学校へのエアコン整備に関する工事請負契約案件につきまして、契約額合計では5億8,701万5,000円に上ります。

また、一般会計補正予算では、柴田小学校、西住小学校、東船岡小学校及び船迫中学校の大規模改造工事の実施に伴う経費8億3,500万円の増額につきましてもお認めいただきました。

これは、思いもかけない有利な学校施設改善環境交付金、特に強靱化が認められたもので、後年度の財政負担の軽減に大きな効果をもたらすものであり、大変喜んでいるところでございます。

今後、小中学校の児童生徒の熱中症予防と快適な学習環境を提供するため、これまでに例のない総額17億6,650万円余りの事業予算を早急に執行してまいりたいと思っております。

一方、それに伴う財政状況ですが、平成30年度末におきまして、財政調整基金及び町債等管

理基金を合わせた残高が17億円を突破し、過去最高となる見込みです。さらに、特定目的基金にも積み増しをすることができました。スポーツ振興基金、図書館建設基金、学校給食センター建設等整備基金を合わせた残高は約9億7,800万円となります。

今後とも、大型プロジェクトの実現に向け、着実に基金の積み増しを図ってまいります。

今回の一般質問におきましても、14人から26問、99項目の多岐多彩な内容の提案をいただきました。これらにつきましては真摯に受けとめ、町民の皆さんの関心の高まりや政策の優先順位等を見きわめ、できるところから取り組ませていただきたいと思います。

今後とも、議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、休会に当たり御礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これをもって令和元年度柴田町議会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後1時55分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月6日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 12番 森 淑 子

署名議員 13番 広 沢 真